

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	法人番号	予定価格 (税込・円)	契約金額 (税込・円)	落札率	再就職の 役員の数 (人)	備考
令和6年度建築保全業務の基準類に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和6年7月31日～令和7年3月14日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年7月30日	一般財団法人建築保全センター 東京都中央区新川一丁目24番8号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、建築保全業務積算基準の改定にあたり諸経費に関する実態調査を行い、必要な情報収集、分析、調査方法の検討を行う。また、建築保全業務の支援を行うための資料作成及び木造建築物の維持管理に関する実態の調査を行う。これらにより、基準類や技術支援を検討するための基礎資料等のとりまとめ及び見直しを行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	4010005018719	29,469,000	29,260,000	99.29%		
令和6年度官庁営繕事業における設計BIMデータに関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和6年7月31日～令和7年3月19日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年7月30日	一般財団法人建築保全センター 東京都中央区新川一丁目24番8号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、官庁営繕事業における設計BIMデータの入力情報、図面表示方法、BIMソフトウェアの設定等について検討し、設計BIMデータ及び検討結果に関する技術資料をとりまとめるものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	4010005018719	40,755,000	40,656,000	99.76%		
令和6年度デジタル社会に向けた公共建築工事標準仕様書のあり方に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和6年8月3日～令和7年3月19日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年7月31日	一般社団法人公共建築協会 東京都中央区新川一丁目24番8号東熱新川ビル内	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、公共建築工事標準仕様書をデジタル化することにより、官庁営繕事業の設計及び工事に関する情報について、それらのデジタル化及びデータ連携の促進に寄与するよう、公共建築工事標準仕様書のデジタル化手法のあり方（データ形式、データ構造化の方法等）に関する技術資料をとりまとめるものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者は、他者より業務の実施方針及び手法に優れていると認められた。 したがって、上記業者と契約するものである。	6010005018493	43,406,000	43,340,000	99.85%		
令和6年度官庁施設におけるサイバーセキュリティの確保に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和6年8月3日～令和7年3月21日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年8月2日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、近年のサイバー攻撃技術の高度化やビルシステムのネットワークへの接続等の利便性向上を踏まえ、官庁施設におけるサイバーセキュリティの確保を目的として、建築設備の制御システムを主眼に、既存官庁施設における対応状況の評価、技術動向を踏まえた将来対応の検討を行い、基本方針の作成を行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	9010001006111	22,055,000	22,000,000	99.75%		
令和6年度公共建築工事等における歩掛りに関する実態調査及び解析資料作成業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和6年8月6日～令和8年3月19日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年8月5日	一般財団法人建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、現場実態を踏まえた適正な予定価格の設定に向け、公共建築工事等の現場における材料、労務、機械器具等（以下、「材料等」という。）の単位施工量当たり又は日当たりの材料数量、労務工数、機械運転時間等の所要量（以下、「歩掛り」という。）について、実態把握のための調査を行い、歩掛り作成に係る技術資料をとりまとめるものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者は、他者より業務実施方針及び手法に優れていると認められた。 したがって、上記業者と契約するものである。	6010005018675	40,095,000	40,095,000	100.00%		

令和6年度新しい働き方等に対応した執務スペースの環境整備に係る標準的手法及び既存官庁施設の評価手法に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和6年8月6日～令和7年3月21日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年8月5日	株式会社ファインコラボレート研究所 東京都港区元赤坂一丁目1番15号ニュートヨビル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、新しい働き方等に対応した執務スペースの環境整備を実施する際の標準的手法、及び今後老朽化がさらに進行する既存官庁施設の整備の方向性を判断するための評価手法の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため 簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が 本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	4010401039038	33,902,000	33,550,000	98.96%		
環境省新庁舎改修（24）設計業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和6年9月2日～令和7年3月31日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年9月2日	株式会社あい設計 東京支社 東京都江東区亀戸2丁目26-10 立花亀戸ビル4F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、環境省新庁舎改修（21）工事（以下「本工事」という。）の発注後に仕上げ材等を撤去したところ、既存躯体の状況と設計の拠り所とした元の建物を建設する際に作成された図面に齟齬が生じていることが判明したため、既存躯体の状況に合わせて最適な設計内容に見直すこと等を目的とするものである。本工事の設計は、平成30年度に公募型プロポーザル方式で設計者として特定された株式会社あい設計東京支社が実施したもので、唯一無二の設計思想に基づくものである。 本業務のような大規模の修繕については、建築基準法第5条の6において、建築士法に定められた建築士が設計しなければならないこととされており、その設計図書の変更にあたっては、当該設計者に承諾を得なければならないことが建築士法第19条に定められている。 また、本業務の実施にあたっては、これまでの設計思想を正確に把握し、当該方針に沿った最適な設計内容に見直しを行う必要があることから、これらができるのは、当該設計を実施した上記業者に限られる。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。	6240001020843	141,747,000	140,934,267	99.43%		
新たな国立公文書館・憲政記念館新築（24）設計意図伝達業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和6年9月3日～令和6年11月29日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年9月2日	株式会社 日建設計 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 新たな国立公文書館・憲政記念館新築（R6）工事の設計は、平成30年度に公募型プロポーザル方式により設計者として特定された株式会社日建設計が実施したものである。 当該工事の発注にあたっては、仕様等が特殊な建築物であるため、設計図書に対する質問への回答内容が 設計図書へ与える影響の有無の確認や図面等に変更が生じた場合の措置等において、関係法令により設計者の意図を正確に確認する必要があることから、本業務を実施できるのは、当該設計を実施した上記業者に限られる。 以上の理由により、上記業者と随意契約するもので ある。	9010001006111	4,598,000	4,565,000	99.28%		
中央合同庁舎第3号館改修（24）エレベーター設備工事 東京都千代田区霞が関2-1-3 令和6年9月3日～令和7年2月28日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年9月2日	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本工事は、平成13年10月に三菱電機ビルテクノサービス株式会社（現三菱電機ビルソリューションズ株式会社）が施工した中央合同庁舎第3号館の乗用エレベーター（9号機）について、現行基準に適合させるための耐震性能の向上及び安全対策の強化対策を実施する改修工事である。現行基準に適合させるためには、元施工者が独自に設計した機械室や昇降路内機材等の耐震補強及びエレベーターの運行制御に係わる制御盤の改修並びに元施工者が独自開発した制御用プログラムやソフトの追加・改修を行う必要があり、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にある。本工事を元施工者以外に施工させた場合、エレベーター設備の機能安全性の確保並びに使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、元施工者以外では対応が出来ない。 以上の理由により、元施工者である上記業者と随意契約をするものである。	5010001030412	19,701,000	18,480,000	93.80%		
令和6年度官庁施設の木造化のためのディテールに関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和6年9月4日～令和7年3月14日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年9月3日	株式会社アルセッド建築研究所 東京都渋谷区渋谷1-20-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、官庁施設の木造化の効率化と適切な整備水準の確保を図るために、木造のディテールに関する資料を収集し、標準的な官庁施設整備への適用可能性を検証し整理することを行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者は、他者より業務実施方針及び手法に優れていると認められた。 したがって、上記業者と契約するものである。	1011001001679	19,041,000	18,700,000	98.21%		